

令和4年第3回那珂川町議会臨時会

議事日程(第1号)

令和4年5月6日(金曜日)午前10時開会

日程第1 仮議席の決定

日程第2 議長の選挙 (臨時議長提出)

本日の会議に付した事件

日程第1 仮議席の指定

日程第2 議長の選挙 (臨時議長提出)

追加日程第1 議席の指定

追加日程第2 会議録署名議員の指名

追加日程第3 会期の決定

追加日程第4 副議長の選挙 (議長提出)

追加日程第5 常任委員の選任 (議長提出)

追加日程第6 議会運営委員の選任 (議長提出)

追加日程第7 南那須地区広域行政事務組合議会議員の選出 (議長提出)

追加日程第8 発議第1号 議会広報特別委員会の設置について (議員提出)

追加日程第9 承認第1号 那珂川町税条例等の一部を改正する条例の専決処分の承認について (町長提出)

追加日程第10 議案第1号 那珂川町監査委員の選任同意について (町長提出)

追加日程第11 総務産業常任委員会の閉会中の継続調査について (委員長提出)

追加日程第12 教育民生常任委員会の閉会中の継続調査について (委員長提出)

追加日程第13 議会運営委員会の閉会中の継続調査について (委員長提出)

追加日程第14 議会広報特別委員会の閉会中の継続調査について (委員長提出)

出席議員(13名)

1番 神場圭司

2番 矢後紀夫

3番 高野泉

4番 福田浩二

5番	大金 清	6番	川俣 義雅
7番	小川 正典	8番	鈴木 繁
9番	益子 明美	10番	大金 市美
11番	川上 要一	12番	小川 洋一
13番	益子 純恵		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	福島 泰夫	副町長	内田 浩二
教育長	吉成 伸也	会計管理者 兼会計課長	岩村 房行
総務課長	笠井 真一	企画財政課長	小松 重隆
税務課長	星 善浩	住民課長	加藤 啓子
生活環境課長	薄井 亮	健康福祉課長	薄井 和夫
子育て支援 課長	板橋 文子	建設課長	佐藤 裕之
産業振興課長	深澤 昌美	上下水道課長	益子 泰浩
農業委員会 事務局長	田角 章	学校教育課長	藤浪 京子
生涯学習課長	高瀬 敏之		

職務のため議場に参加した者の職氏名

事務局長	星 学	書記	金子 洋子
書記	佐藤 武		

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

○臨時議長（小川洋一） ただいまの出席議員は13名であります。

定足数に達しておりますので、令和4年第3回那珂川町議会臨時会を開会いたします。

開議に先立ちまして、去る4月29日ご逝去されました故阿久津武之前議員に謹んで哀悼の意を表し、1分間の黙禱をささげたいと思います。

それでは、皆様、ご起立願います。

黙禱。

[黙禱]

○臨時議長（小川洋一） どうぞお直りください。

ご着席ください。

◎開議の宣告

○臨時議長（小川洋一） 本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○臨時議長（小川洋一） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付されたとおりでありますので、ご覧願います。

◎仮議席の指定

○臨時議長（小川洋一） 日程第1、仮議席の指定を行います。

仮議席は、ただいまご着席の議席といたします。

◎議長選挙

○臨時議長（小川洋一） 日程第2、議長の選挙を行います。

議長の選挙は投票により行います。

議場を閉鎖いたします。

〔議場閉鎖〕

○臨時議長（小川洋一） ただいまの出席議員は13名であります。

立会人を指名いたします。

那珂川町議会会議規則第32条第2項の規定により、立会人に4番、福田浩二君及び5番、大金 清君を指名いたします。

投票用紙を配付いたします。念のために申し上げます。投票は単記無記名であります。

〔投票用紙配付〕

○臨時議長（小川洋一） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○臨時議長（小川洋一） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

○臨時議長（小川洋一） 異状なしと認めます。

これより投票を行います。点呼に応じて、順次投票願います。

事務局長に点呼を命じます。

〔事務局長点呼・投票〕

○臨時議長（小川洋一） 投票漏れはありませんか。

〔発言する人なし〕

○臨時議長（小川洋一） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

これより開票を行います。立会人の4番、福田浩二君及び5番、大金 清君に開票の立会いをお願いいたします。

〔書記開票〕

○臨時議長（小川洋一） 選挙結果を報告いたします。

投票総数 13 票

有効投票 13 票

有効投票中、得票数を申し上げます。

益子純恵 さん 10 票

益子明美 さん 3 票

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は4票であります。

よって、益子純恵さんが議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○臨時議長（小川洋一） ただいま議長に当選されました益子純恵さんが議場におられますので、本席から那珂川町議会会議規則第33条第2項の規定により告知いたします。

益子純恵さんの発言を許します。

〔7番 益子純恵登壇〕

○7番（益子純恵） 一言ご挨拶を申し上げます。

ただいま議員の皆様方のご推挙をいただき、那珂川町議会議長という重職を担うことになりましたことは、誠に光栄の至りであり、身の引きしまる思いであります。心より感謝を申し上げ、謹んでお受けいたしたいと存じます。

議会運営につきましては、公正、公平に務めるとともに、町政のますますの発展と地方自治の発展のために努力いたす所存でございます。

最後に、議員各位並びに執行部の皆様の一層のご支援とご協力をお願い申し上げまして、議長就任に当たっての挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

ありがとうございました。

○臨時議長（小川洋一） これにて臨時議長の職務は終了いたしましたので、新議長と交代いたします。

ご協力ありがとうございました。

○議長（益子純恵） 休憩いたします。

休憩 午前10時23分

再開 午前 11 時 30 分

○議長（益子純恵） 再開いたします。

◎日程の追加

○議長（益子純恵） ただいま配付しましたとおり、本日の議事日程を追加いたします。

◎議席の指定

○議長（益子純恵） 追加日程第1、議席の指定を行います。

議席は、那珂川町議会会議規則第4条第1項の規定により、議長において指定いたします。

お手元の議席表のとおり、議席を指定いたします。

休憩いたします。

休憩 午前 10 時 31 分

再開 午前 10 時 32 分

○議長（益子純恵） 再開いたします。

◎会議録署名議員の指名

○議長（益子純恵） 追加日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、1番、神場圭司議員及び2番、矢後紀夫議員に指名いたします。

◎会期の決定

○議長（益子純恵） 追加日程第3、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日としたいと思いますが、これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（益子純恵） 異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は本日1日と決定いたしました。

◎副議長の選挙

○議長（益子純恵） 追加日程第4、副議長の選挙を行います。

副議長の選挙は投票により行います。

議場を閉鎖いたします。

〔議場閉鎖〕

○議長（益子純恵） ただいまの出席議員は13名であります。

立会人を指名いたします。

那珂川町議会会議規則第32条第2項の規定により、立会人に6番、川俣義雅議員及び7番、小川正典議員を指名いたします。

投票用紙を配付いたします。念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。

〔投票用紙配付〕

○議長（益子純恵） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（益子純恵） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

〔投票箱点検〕

○議長（益子純恵） 異状なしと認めます。

これより投票を行います。点呼に応じて、順次投票を願います。

事務局長に点呼を命じます。

〔事務局長点呼・投票〕

○議長（益子純恵） 投票漏れはありますか。

〔発言する人なし〕

○議長（益子純恵） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

これより開票を行います。立会人の6番、川俣義雅議員及び7番、小川正典議員に開票の立会いをお願いいたします。

〔書記開票〕

○議長（益子純恵） 選挙結果を報告いたします。

投票総数 13 票

有効投票 13 票

無効投票 0 票

有効投票中、得票数を申し上げます。

小川正典 議員 13 票

以上のおりであります。

この選挙の法定得票数は4票であります。

よって、小川正典議員が副議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（益子純恵） ただいま副議長に当選されました小川正典議員が議場におられますので、本席から那珂川町議会会議規則第33条第2項の規定により告知いたします。

小川正典議員の発言を許します。

〔7番 小川正典登壇〕

○7番（小川正典） 一言ご挨拶を申し上げます。

ただいま議員各位のご推挙により、那珂川町議会副議長の重職に就くことになりました。誠に光栄の至りに存じます。まだまだ未熟者ではございますが、誠意を尽くして事に当たり、議長の補佐役として、議会の円満なる運営を図るとともに、那珂川町の発展のために努力いたす所存であります。

議員各位並びに執行部の皆様の一層のご支援とご協力をお願いいたし、就任の挨拶といた

します。どうぞよろしくお願ひいたします。

◎常任委員の選任

○議長（益子純恵） 追加日程第5、常任委員の選任を行います。

常任委員の選任については、那珂川町議会委員会条例第8条第4項の規定により、議長が会議に諮って指名することになっております。

休憩いたします。

休憩 午前10時51分

再開 午前10時58分

○議長（益子純恵） 再開いたします。

お諮りいたします。

常任委員の選任については、那珂川町議会委員会条例第8条第4項の規定により、配付しました名簿のとおり指名したいと思います。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（益子純恵） 異議なしと認めます。

よって、常任委員の選任については、配付しました名簿のとおり選任することに決定いたしました。

ただいま各常任委員会が構成されましたが、正副委員長がともに決まっておりません。那珂川町議会委員会条例第10条第1項の規定に基づき、本日ただいま総務産業、教育民生の各常任委員会を招集いたします。

各常任委員会は、正副委員長を互選の上、報告願います。

各常任委員会の会場は、事務局長より連絡いたします。

○事務局長（星 学） 各常任委員会の会場を申し上げます。

総務産業常任委員会は第2会議室、教育民生常任委員会は第3会議室です。

○議長（益子純恵） 休憩いたします。

休憩 午前10時59分

再開 午前11時10分

○議長（益子純恵） 再開いたします。

休憩中に各常任委員会が開催されて、正副委員長が決定した旨の報告がありましたので、結果を申し上げます。

総務産業常任委員会委員長	川上 要一	議員
副委員長	高野 泉	議員
教育民生常任委員会委員長	益子 明美	議員
副委員長	矢後 紀夫	議員

以上のおりであります。

◎議会運営委員の選任

○議長（益子純恵） 追加日程第6、議会運営委員の選任を行います。

議会運営委員の選任については、委員会条例第8条第4項の規定により、議長が会議に諮って指名することになっております。

休憩いたします。

休憩 午前11時11分

再開 午前11時16分

○議長（益子純恵） 再開いたします。

議会運営委員の指名を行います。

議会運営委員に

大金	清	議員	鈴木	繁	議員	益子	明美	議員
----	---	----	----	---	----	----	----	----

大金 市美 議員 川上 要一 議員

を指名いたします。

これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（益子純恵） 異議なしと認めます。

よって、議会運営委員の選任については、議長指名のとおり決定いたしました。

ただいま議会運営委員会が構成されましたが、正副委員長がともに決まっておりません。那珂川町議会委員会条例第10条第1項の規定に基づき、本日ただいま議会運営委員会を第2会議室に招集いたします。

正副委員長を互選の上、報告願います。

休憩いたします。

休憩 午前11時17分

再開 午前11時26分

○議長（益子純恵） 再開いたします。

休憩中に議会運営委員会が開催されて正副委員長が決定した旨の報告がありましたので、結果を申し上げます。

議会運営委員会委員長 大金 清 議員

副委員長 大金 市美 議員

以上のとおりであります。

◎南那須地区広域行政事務組合議会議員の選出

○議長（益子純恵） 追加日程第7、南那須地区広域行政事務組合議会議員の選出を行います。

本件は、南那須地区広域行政事務組合同約第6条第1項の規定により、当議会より6名の議員を選出することになっております。

南那須地区広域行政事務組合議会議員の選出は、投票により行います。

議場を閉鎖いたします。

〔議場閉鎖〕

○議長（益子純恵） ただいまの出席議員は13名であります。

立会人を指名いたします。

那珂川町議会会議規則第32条第2項の規定により、立会人に8番、鈴木 繁議員及び9番、益子明美議員を指名いたします。

投票用紙を配付いたします。念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。

〔投票用紙配付〕

○議長（益子純恵） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（益子純恵） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

○議長（益子純恵） 異状なしと認めます。

これより投票を行います。点呼に応じて、順次投票願います。

事務局長に点呼を命じます。

〔事務局長点呼・投票〕

○議長（益子純恵） 投票漏れはありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（益子純恵） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

これより開票を行います。立会人の8番、鈴木 繁議員及び9番、益子明美議員に開票の立会いをお願いいたします。

〔書記開票〕

○議長（益子純恵） 選挙結果を報告いたします。

投票総数 13 票

有効投票 13 票

無効投票 0 票

有効投票中、得票数を申し上げます。

高野 泉 議員 2 票

大金 清 議員	2	票
川俣義雅 議員	2	票
鈴木 繁 議員	3	票
川上要一 議員	2	票
益子純恵 議員	2	票

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は1票であります。

よって、高野 泉議員、大金 清議員、川俣義雅議員、鈴木 繁議員、川上要一議員、益子純恵議員が南那須地区広域行政事務組合議会議員に選出されました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（益子純恵） ただいま南那須地区広域行政事務組合議会議員に選出されました高野泉議員、大金 清議員、川俣義雅議員、鈴木 繁議員、川上要一議員、益子純恵が議場におられますので、本席から那珂川町議会会議規則第33条第2項の規定により告知いたします。受諾されたものと認めます。

◎発議第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（益子純恵） 追加日程第8、発議第1号 議会広報特別委員会の設置についてを議題といたします。

提案の趣旨説明を求めます。

4番、福田浩二議員

〔4番 福田浩二登壇〕

○4番（福田浩二） ただいま提案になりました発議第1号 議会広報特別委員会の設置について、提案の趣旨説明を申し上げます。

那珂川町議会基本条例では、住民の代表者である議会が議会広報紙を発行し、議会の運営、審議の状況、議会活動などを住民に周知し、議会への関心を高めるよう、広報活動の充実、強化に努めることになっております。

那珂川町議会では、従来より、議会広報特別委員会を設置し、議会広報の編集及び広報に

関する調査研究を行っていますが、今後においても引き続き議会活動を啓発し、活動の状況を住民に周知していく必要があると考えております。

つきましては、議員各位のご賛同を賜り、議会広報特別委員会の設置について議決くださるようお願い申し上げます、提案の趣旨説明といたします。

○議長（益子純恵） 提案の趣旨説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（益子純恵） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論は、先に本案に対する反対討論を許します。

討論はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（益子純恵） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

発議第1号 議会広報特別委員会の設置については、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（益子純恵） 異議なしと認めます。

よって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

ただいま設置されました議会広報特別委員会の委員については、委員会条例第8条第4項の規定により、議長が会議に諮って指名することになっております。

休憩いたします。

休憩 午前11時48分

再開 午前11時51分

○議長（益子純恵） 再開いたします。

議会広報特別委員の指名を行います。

議会広報特別委員に

神場 圭司 議員 矢後 紀夫 議員 大金 清 議員

川俣 義雅 議員 益子 明美 議員

を指名いたします。

これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（益子純恵） 異議なしと認めます。

よって、議会広報特別委員の選任については、議長指名のとおり決定いたしました。

ただいま議会広報特別委員会が構成されましたが、正副委員長がともに決まっておりません。那珂川町議会委員会条例第10条第1項の規定に基づき、本日ただいま議会広報特別委員会を第2会議室に招集いたします。

正副委員長を互選の上、報告願います。

休憩いたします。

休憩 午前 11時52分

再開 午後 零時01分

○議長（益子純恵） 再開いたします。

休憩中に議会広報特別委員会が開催されて正副委員長が決定した旨の報告がありましたので、結果を申し上げます。

議会広報特別委員会委員長 川俣 義雅 議員

副委員長 神場 圭司 議員

以上のとおりであります。

休憩いたします。

再開は午後1時30分といたします。

休憩 午後 零時02分

再開 午後 1時30分

○議長（益子純恵） 再開いたします。

◎町長挨拶

○議長（益子純恵） ここで、町長から発言の申出がありますので、発言を許可します。

町長。

○町長（福島泰夫） ただいま議長のご配慮により、発言の機会をいただきましたので、一言ご挨拶を申し上げます。

その前に、去る4月29日ご逝去されました阿久津武之元議員のこれまでのご功績に敬意と感謝を申し上げ、ご冥福をお祈りいたします。

さて、議員の皆様方には、4月17日に執行されました町議会議員選挙におきまして、町民の皆さんからのご信任を得て、めでたく当選の栄誉を勝ち取られましたことに対しまして、心からお祝いを申し上げます。

また、先ほどは正副議長の選挙が行われ、議長に益子純恵議員、副議長には小川正典議員がご当選されました。お喜びを申し上げますとともに、適正かつ円滑な議会運営にお力を発揮されますよう念願するものであります。

続けて、各常任委員会など議会の組織も構成されましたところでございますが、今後、委員会審議、あるいは各般の議会活動におきまして、お世話になることが多いかと思っております。なにとぞよろしくお願いいたします。

さて、私は3期目の町政をスタートして半年が経過したところであります。町長就任以来、本町の喫緊の課題であります少子・高齢化、人口減少対策や雇用対策、さらには、地域振興対策など多くの課題を抱えての行政運営であります。町民の皆様や議員各位のご協力をいただきながら、これらの問題に取り組み、地域の支え合いや、思いやりを大切にしまして、安全で安心なまちづくりを今後も引き続き進めてまいりたいと考えております。

私の掲げる「働く喜びが実感できる町」、「わが子の笑顔あふれる成長が実感できる町」、「年老いても安心で充実した生活が実感できる町」、この3本の柱と総合振興計画との整合性を図りながら、職員と一丸となって着実に推進してまいりたいと考えております。

議員の皆様におかれましても、建設的なご提言をいただき、町政発展のため、なにとぞご

尽力賜りますようお願い申し上げます、挨拶といたします。どうぞよろしく願いいたします。

◎承認第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（益子純恵） 追加日程第9、承認第1号 那珂川町税条例等の一部を改正する条例の専決処分の承認についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 福島泰夫登壇〕

○町長（福島泰夫） ただいま上程されました承認第1号 那珂川町税条例等の一部を改正する条例の専決処分の承認について、提案理由の説明を申し上げます。

地方税法等の一部を改正する法律等が令和4年3月31日に公布され、原則として令和4年4月1日に施行されました。

これに伴いまして、那珂川町税条例等についても所要の改正を行うため、令和4年3月31日付で、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により、議会にご報告申し上げ、承認を求めるものであります。

内容の詳細につきましては、担当課長から説明させますので、ご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（益子純恵） 税務課長。

○税務課長（星 善浩） 補足説明を申し上げます。

お手元の議案書に添付してあります参考資料1、那珂川町税条例等の一部を改正する条例の改正概要により説明いたしますので、ご覧ください。

1の改正理由であります、地方税法等の一部を改正する法律等が令和4年3月31日に公布され、一部を除き令和4年4月1日に施行されました。これに伴い、那珂川町税条例等の一部について所要の改正を行うものであります。

2の改正する条例名は、那珂川町税条例及び令和3年3月に制定した那珂川町税条例等の一部を改正する条例であります。

次に、3の改正内容であります、今回の改正は第1条及び第2条による改正の2条立て

となります。

最初に、第1条的那珂川町税条例の改正について説明いたします。

第34条の7第1項第1号オは、個人町民税寄附金税額控除についてで、地方税法第314条の7による経過措置の終了に伴い改正するものです。

次に、第73条の2は、固定資産課税台帳の閲覧の手数料についてで、法第382条の2の改正により、ただし書きの規定による措置を講じたものを閲覧に供することができることとするものです。

次に、第73条の3は、固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書の交付手数料についてで、法第382条の3の改正により、ただし書の規定による措置を講じたものを交付することができることとするものです。

次に、附則第10条の2は、わがまち特例についてで、法附則第15条第2項第5項における割合の変更により、条例で定める割合を改正したものです。また、法附則の項ずれ、条例の項ずれを整えるものです。

次に、附則第10条の3は、新築住宅等に対する固定資産税減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告についてで、省エネ改修工事を行った住宅に係る特例の拡充等に伴う改正です。

次に、附則第12条は住宅等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例についてで、令和4年度に限り商業地等に係る課税標準額の上昇幅を2.5%とするものです。

続きまして、第2条の説明をいたします。

第2条は、令和3年3月に制定した那珂川町税条例等の一部を改正する条例の改正となります。

今回の法改正により、那珂川町税条例第48条第9項と第15項において項ずれが生じたため、改正条例を改正するものです。

以上で第2条の説明を終わります。

なお、わがまち特例による固定資産税の特例措置についての詳細及び第2条による改正の新旧対照表については、それぞれ参考資料2、参考資料3として添付いたしました。

以上で補足説明を終わります。

○議長（益子純恵） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[発言する人なし]

○議長（益子純恵） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[発言する人なし]

○議長（益子純恵） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

承認第1号 那珂川町税条例等の一部を改正する条例の専決処分の承認については、原案のとおり承認することに異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（益子純恵） 異議なしと認めます。

よって、承認第1号は原案のとおり承認することに決定いたしました。

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（益子純恵） 追加日程第10、議案第1号 那珂川町監査委員の選任同意についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、4番、福田浩二議員の退席を求めます。

[4番 福田浩二退席]

○議長（益子純恵） 提案理由の説明を求めます。

町長。

[町長 福島泰夫登壇]

○町長（福島泰夫） ただいま上程されました議案第1号 那珂川町監査委員の選任同意について提案理由の説明を申し上げます。

今回、提案します議員選任の監査委員につきましては、福田浩二議員であります。

福田浩二議員は、ご承知のとおり那珂川町議会広報特別委員会委員長のほか、教育民生常任委員会副委員長を歴任されるなど、議員選任の監査委員としても人格、識見ともに優れ、適任者として提案するものであります。

つきましては、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。よろしくご審議の上、ご同意いただけますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（益子純恵） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（益子純恵） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論は、先に本案に対する反対討論を許します。

討論はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（益子純恵） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第1号 那珂川町監査委員の選任同意については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（益子純恵） 異議なしと認めます。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

4番、福田浩二議員の入場を許します。

〔4番 福田浩二入場〕

○議長（益子純恵） 福田浩二議員に申し上げます。議案第1号は、原案のとおり可決されました。

◎日程の追加

○議長（益子純恵） お諮りいたします。

お手元に配付いたしましたとおり、総務産業常任委員長から閉会中の継続調査の申出書が提出されております。

総務産業常任委員会の閉会中の継続調査についてを日程に追加し、追加日程第11として、直ちに議題としたいと思いますが、これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（益子純恵） 異議なしと認めます。

よって、総務産業常任委員会の閉会中の継続調査についてを日程に追加し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

◎総務産業常任委員会の閉会中の継続調査

○議長（益子純恵） 追加日程第11、総務産業常任委員会の閉会中の継続調査についてを議題といたします。

総務産業常任委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（益子純恵） 異議なしと認めます。

よって、総務産業常任委員長の申し出のとおり、引き続き閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

◎日程の追加

○議長（益子純恵） お諮りいたします。

お手元に配付いたしましたとおり、教育民生常任委員長から閉会中の継続調査の申出書が提出されております。

教育民生常任委員会の閉会中の継続調査についてを日程に追加し、追加日程第12として、直ちに議題としたいと思いますが、これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（益子純恵） 異議なしと認めます。

よって、教育民生常任委員会の閉会中の継続調査についてを日程に追加し、直ちに議題とすることに決定しました。

◎教育民生常任委員会の閉会中の継続調査

○議長（益子純恵） 追加日程第12、教育民生常任委員会の閉会中の継続調査についてを議題といたします。

教育民生常任委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（益子純恵） 異議なしと認めます。

よって、教育民生常任委員長の申し出のとおり、引き続き閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

◎日程の追加

○議長（益子純恵） お諮りいたします。

お手元に配付いたしましたとおり、議会運営委員長から閉会中の継続調査の申出書が提出されております。

議会運営委員会の閉会中の継続調査についてを日程に追加し、追加日程第13として、直ちに議題としたいと思いますが、これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（益子純恵） 異議なしと認めます。

よって、議会運営委員会の閉会中の継続調査についてを日程に追加し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

◎議会運営委員会の閉会中の継続調査

○議長（益子純恵） 追加日程第13、議会運営委員会の閉会中の継続調査についてを議題といたします。

議会運営委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（益子純恵） 異議なしと認めます。

よって、議会運営委員長の申し出のとおり、引き続き閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

◎日程の追加

○議長（益子純恵） お諮りいたします。

お手元に配付いたしましたとおり、議会広報特別委員長から閉会中の継続調査の申出書が提出されております。

議会広報特別委員会の閉会中の継続調査についてを日程に追加し、追加日程第14として、直ちに議題としたいと思いますが、これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（益子純恵） 異議なしと認めます。

よって、議会広報特別委員会の閉会中の継続調査についてを日程に追加し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

◎議会広報特別委員会の閉会中の継続調査

○議長（益子純恵） 追加日程第14、議会広報特別委員会の閉会中の継続調査についてを議題といたします。

議会広報特別委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（益子純恵） 異議なしと認めます。

よって、議会広報特別委員長の申し出のとおり、引き続き閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

◎閉会の宣告

○議長（益子純恵） 以上で本臨時会の会議に付されました事件は全て終了いたしました。

これにて、令和4年第3回那珂川町議会臨時会を閉会といたします。

会議を閉じます。

ご起立願います。

礼。

大変ご苦勞さまでした。

閉会 午後 1時50分